

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

**第1** 丙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 丙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

**第3** 丙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (管理及び実施体制)

**第4** 丙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 丙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 丙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

#### (作業場所の特定・持ち出しの制限)

**第5** 丙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲及び乙に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 丙は、甲及び乙の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

**第6** 丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

**第7** 丙は、甲及び乙の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人

情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 丙は、この契約による事務を行うために甲及び乙から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲及び乙の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第9** 丙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第10** 丙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 丙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、丙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲及び乙に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

**第11** 丙は、甲及び乙の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 丙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲及び乙に提出して甲及び乙の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 丙は、甲及び乙の書面による承諾により、再委託する場合は、甲及び乙が丙に求める個

人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

- 4 丙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、丙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲及び乙に対して責任を負うものとする。
- 5 丙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲及び乙の求めに応じて、その状況等を甲及び乙に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

**第 12** 丙は、この契約による事務を行うために、甲及び乙から提供を受け、又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲及び乙の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 丙の承諾を得て再委託をした場合には、丙は甲及び乙の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 丙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 丙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 丙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲及び乙に提出しなければならない。
- 6 丙は、廃棄又は消去に際し、甲及び乙から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

**第 13** 甲及び乙は、丙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

- 2 甲及び乙は、丙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

**第 14** 丙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙に報告し、甲及び乙の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 丙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲及び乙に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

**第 15** 甲及び乙は、必要に応じ、丙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

**第 16** 甲及び乙は、丙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲及び乙にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

**第 17** 丙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲及び乙が損害を被った場合には、甲及び乙にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は委託者（公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団）、「丙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。